

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その三)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国は、日本と異なり、個人通報制度を定めた自由権規約の選択議定書の締約国であり、主要な人権条約に入っている国です。また日本に先駆け、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。そうした韓国においても、さまざまな人権問題があることを普遍的定期審査は浮かび上がらせます。

二〇〇八年の韓国の第一回普遍的定期審査（UPR）では、三三カ国が発言しました。徴兵制度をとる韓国における良心的兵役拒否者の問題について、スロベニアは、良心的兵役拒否者が兵役義務から免除される権利を認めるように、またイギリスは良心的兵役拒否者に代替義務を認める手続を取るよう勧告しましたが、韓国はこれを受け入れませんでした。すでに自由権規約委員会は、韓

国に関する個人通報事例において、良心的兵役拒否者に兵役義務から免除される権利を認めないのは、思想、良心及び宗教の自由を定めた第一八条一項の違反とし、こうした権利を法的に認め、政府及び公的機関への雇用禁止をやめるようにとの勧告を行っていますが、韓国は委員会によるこの「見解」を実施していません。

また、韓国は日本と同様に死刑制度を維持している国です。ヨーロッパ諸国は、二〇〇三年に発効したヨーロッパ人権条約第一三議定書で、全面的に死刑を廃止しています。こうしたこともあり、UPRでは、死刑制度の廃止を求める勧告（ベルギー）、多くの人が死刑待ちの状態にある現状の中で死刑を廃止する法律の制定を求める勧告（ルクセンブルグ）、死刑廃止に向けてモラトリアムを設けることを求める勧告（イタリア）、死刑廃止をめぐり自由権規約第二選択議定書の署名を求める勧告（オーストリア）がヨーロッパ諸国によって行われました。しかし、韓国政府は、死刑廃止の問題は犯罪に関する司法の機能や社会環境など総合的に検討すべきであり、何よりも国民のコンセンサスが必要であるとして、これらの勧告を受け入れませんでした。第一回のUPRで韓国が受け入れを表明したのは、一五の勧告でした。先回取り上げた外国人労働者の問題についても、いくつかの勧告が行われました。移住労働者の人権に関する

特別報告者によれば、韓国における移住労働者の三分の一が女性であり、彼女たちは職場において、しばしば性的嫌がらせや虐待の脅威にさらされている現状にあるとされます。

こうした現状を背景に、女性移住労働者の権利の保護と差別的慣行の撤廃を求める勧告（アルジェリア）や移住労働者の保護政策の立案に際して、子どもと女性に特別の配慮を行うようにとの勧告（カナダ）、外国人労働者を効果的に保護するために雇用許可法の強化を求める勧告（インドネシア）、さらに法執行官の人権研修を実施し移住労働者の権利保障を求める勧告（カナダ）がなされました。これに対して、韓国政府は、これらの勧告を受け入れるとの決定を行いました。韓国は移住労働者権利条約の締約国ではありませんが、このようにUPPRでは、当該条約の締約国でなくても、条約が扱う移住労働者の人権状況を審査できるというメリットがあります。

女性の権利に関しても多くの勧告が行われました。そうした中で、韓国政府が受け入れたのが、女性差別撤廃条約第一条に従った女性に対する差別的定義の採択と外国人女性の人身売買に対する戦いを強化することを求める勧告（ベルギー）、女性の権利の伸長を人権政策の重要課題の一つにすることを求める勧告（イタリア）、配偶者間レイプ、子どもの虐待、家庭内の暴力の犯罪化と

加害者の処罰を求める勧告（カナダ）、家庭内暴力に関する法律の強化を求める勧告（メキシコ）、両性平等の視点を取り入れたUPPRのフォローアップの実施を求める勧告（スロベニア）、さらには戸主制度の廃止の広報を通じた婚姻上の男女平等の実効性の確保を求める勧告（メキシコ）でした。こうした審査の状況を見ると、韓国社会において、女性の地位向上と権利の改善が依然として優先課題であることがわかります。

韓国政府は、この他、人権条約機関の見解の普及と履行を求める勧告（ブラジル）、結社と集会の自由の保障を求める勧告（アルジェリア）、法執行官による拷問・虐待に関する捜査の実施（カナダ）、プライバシー保護を目的とする住民登録制度の見直しを求める勧告（カナダ）、難民の地位の認定手続を国際難民法に則って改善するよう求める勧告（ルーマニア）を受け入れました。

人権の普遍性と客観性を高めるために始まったUPPRという制度は、各国のあらゆる人権問題を取り上げることができると、国際的な人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いありません。UPPRは四年（その後四年半）に一回審査を受ける制度ですので、次回は韓国の第二回審査を取り上げ、どのような人権状況の進展が見られたのかを検討してみたいと思います。